

岩手県監査委員告示第4号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年1月15日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関名 環境生活部資源循環推進課

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成30年4月24日

(2) 本監査実施日 平成30年6月14日

3 監査結果の公表の日 平成30年8月7日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、33,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた赴任旅費については、平成30年5月25日に追給した。 今後は、異動職員一覧表の移転の状況「住居」欄に着後手当の考え方を記載し、再発防止に努めることとした。